

基安安発 0325 第 2 号
平成 31 年 3 月 25 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全・機能安全に係る教育に関し留意すべき事項について

労働安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の教育につきましては、平成 31 年 3 月 25 日付け基安安発 0325 第 2 号により「設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全・機能安全教育実施要領」の改正をお示ししたところですが、改正された実施要領の 4 (4) の「既存のテキスト」の活用につきましては、下記事項に留意いただくようお願いいたします。

記

- 1 実施要領の別紙 2 の教育カリキュラムに係る「既存のテキスト」には、以下のものが含まれること。
 - (1) 共通科目：「機能安全活用テキスト」及び講義用スライド（平成 29 年度委託事業成果物）
 - (2) 選択科目 1：「機能安全活用実践マニュアル ボイラー編」及び講義用スライド（平成 29 年度委託事業成果物）
 - (3) 選択科目 2：「機能安全活用実践マニュアル 統合生産システム（IMS）編（平成 30 年度委託事業成果物）
 - (4) 選択科目 3：「機能安全活用実践マニュアル ロボットシステム編」及び講義用スライド（平成 29 年度委託事業成果物）

2 1 のテキスト等の入手方法

厚生労働省ウェブページの「機能安全による機械等の安全確保について」に全てのテキスト等が電子ファイルで掲載されているので、必要に応じ、ダウンロードして利用することができること。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140176.html>)

なお、当該電子ファイルの利用に当たっては、厚生労働省ウェブページの「当ホームページのコンテンツの利用について」に定められている事項を遵守する必要があること。(<https://www.mhlw.go.jp/chosakuken/>)